

エコネット

2007年 11月 1日

第162号

藤沢環境運動市民連絡会議

(略称 藤沢エコネット)



- 主 なる記事
- ・有機質資源再生センター見学で考える
堆肥の未来
 - ・荏原焼却炉安全解体監視要望と回答
 - ・ごみ有料化裁判第4回結果
 - ・境川遊水池ウォッチング

事務局〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳

☎/FAX 0466-87-4922(夜間のみ)

<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

地球温暖化問題と科学者

人間活動が地球温暖化を本当に起こしているのか？ このことが温暖化論議における最大の焦点であった。これは「不確実性の問題」と呼ばれる。米国政府や多国籍企業など人為的温暖化を否定する勢力は、常にこのことを問題にしてきた。人間活動起源の温暖化を主張する科学者には、さまざまな政治的圧力が加えられてきた。

気温はいろいろな要因で、自然変動する。それに温室効果ガスの放出のような人為的な要因が加わる。人間活動による温暖化が生じていることを示すためには、人為的要因による変化を自然的要因による変化から区別しなければならない。国連の下に 1988 年に作られた IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の最大のテーマは、そのことであった。IPCC は科学者を中心とする組織である。IPCC には、世界中から多くの気候科学者、海洋科学者、政策科学者が集まり、気候変動に関わる膨大な研究論文が精査された。決定的な報告書が 2001 年 (第 3 次報告書)、2007 年 (第 4 次報告書) に出された。第 4 次報告書は、“90%以上の確率で最近の温度上昇は人間活動によってもたらされたと言える”と述べている。

2006 年あたりから、経済活動の自由を主張する米国や経済成長を目指す中国の論調が変わってきた。温暖化対応を言い始めたのである。国際政治は、転換点を迎えた。IPCC は、アル・ゴアとともに 2007 年度ノーベル平和賞を受賞した。2008 年の洞爺湖サミットのメイン・トピックは、地球温暖化である。この変化は、科学者の集団が国際政治を動かした最初の例ではないだろうか。

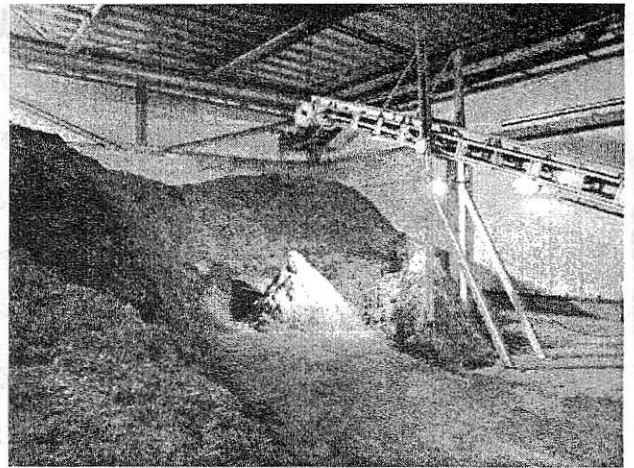
この段階で、IPCC も転換点を迎えた。今後の焦点は、“数字を信じるか”ではなくて、“何をなすべきか”に移る。これは新自由主義との闘いとも言えるだろう。(川崎 健)

有機質資源再生センター見学で考える堆肥の未来

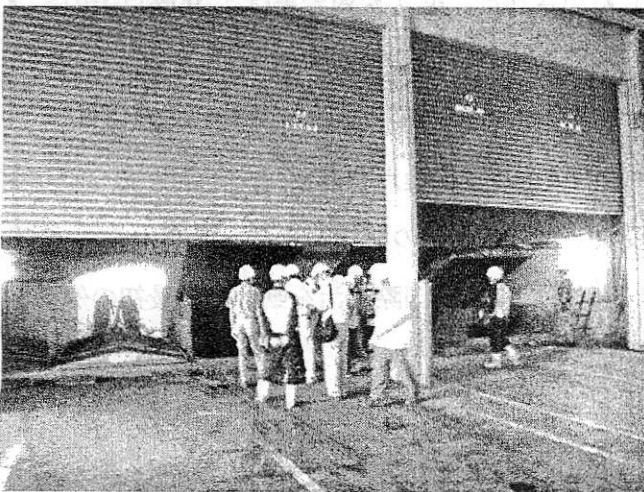
エコネットによる施設見学会が9月19日に開かれた。行き先は市内北部宮原にある「藤沢有機質資源再生センター（通称は湘南エコセンター）」である。この施設はご存知の方も多いと思われるが「湘南エコファクトリーPFI株式会社」が運営する資源循環を目的とした堆肥化施設であり、本施設が稼動を開始して間もない中での（本施設とはまったく関係ないが、家庭ごみ有料化における生ごみ堆肥化の参考としてもちょうど良く）見学となった。

PFI法（公共施設であるが、民間資金で建設し、稼動後の運営や雇用などを民間の活力に任せる。企業としての経営力も必須だが、民営化の流れに乗った公共サービスといえるか、この事業の発注者はあくまで藤沢市であるが、出資はしていない）の是非、堆肥化技術（加圧混練装置によって、加圧し最適な発酵を促進させる）の有効性、などはエコネットニュースなどに既に論じられているので、今回の見学においては現状報告とその将来性について報告したいと思う。

見学会に参加したのは六名、一般の見学はエコネットがはじめて（市議などは見学済み）ということもあってか、応対して頂いたのは現場の方から役員の方まで六名。まずは会議室にて施設の概要説明をして頂いた。二年かかった建設や整備が終わり、施設が稼動したのが昨年（平成18年）の12月26日。現在の稼働率は処理能力一日45トンのうちの6割、27トンとのこと。循環の素となる資源である原材料は樹木剪定枝、食品残渣、家畜糞の三種である。樹木剪定枝を持ち込む造園業者は稼動開始時の22業者から、現在は49業者に増えた（ほぼ全量を業者が直接持ち込み）。食品残渣は大庭の卸売市場と市立小学校すべてと（給食センター含む。が、藤沢小学校も？）、市内のイトーヨーカ堂などのスーパーから。家畜糞（牛、豚）を持ち込む畜産農家は



破碎を終えた原材料の樹木剪定枝



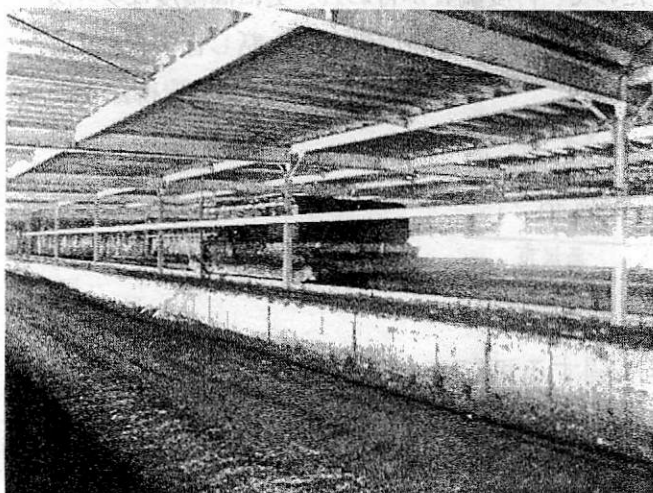
臭気を外に出さない家畜糞と食品残渣の受入室
見えないがこの奥に加圧混練機がある

現時点で8、ないしは9軒とのこと。ちなみに出資者でもある畜産農家は全部で14軒であり、残る農家は稼働率の上昇とともに順次持ち込む予定だという。これは原材料のバランスを踏まえ、畜糞だけが多くなるとは良質の堆肥が製造できないからであり、今後は剪定枝や食品残渣を営業活動によって増やし、それに合わせて畜糞の持ち込み量を増やしてもらうそうだ。

この原材料のバランスであるが、処理能力45トンのうち、畜糞がそのほぼ半分の23トン、剪定枝が三割弱の12.6トン、食品残渣が二割強の9.4トンであり、この45トンが順調に堆肥化されると、12.4トンの堆肥とそれに加えてより良い高肥料性堆肥の1トン、合わせて13.4トンとざっ

と三割の堆肥となって循環されるのである。

また持ち込みの料金であるが、市の条例によりこれらの焼却料金と同じか安くはならないため、剪定枝や残渣のキロ16円は10月以降の焼却料金20円より安く、蓄糞は1トンあたり700円と同等かそれ以下であり、残渣における分別は排出業者で一回、さらに搬入業者で二次分別を行っているとのこと。



加圧混練された原材料が自動搅拌され発酵を進める

技術である)。構造上、見ることは出来なかったが原材料を加圧し均一に混ぜ、50度ほどにあげた温度で発酵を促進。同時に悪臭を抑えるものである。同一のものはこのプラントを作り、出資者でもある富士バイオテック社の富士宮直営工場にも存在。その後、酸素を取り込み搅拌しながら発酵させる発酵槽内に進むが、この中の暑さと臭気で、流れる汗までが臭いを発しているようだ。

駆け足で、30分ほどで堆肥化の流れを見学したが、本来は原材料の投入から50日ほどでこの発酵槽を抜け製品に近づく。さらさらの土のようになった堆肥は当然のことだが、まったく臭いはない。ここで製造棟から出たが外の空気の美味しさに感動と感謝である。もっとも内部の臭気は外部には漏れず、排気は脱臭装置で処理されてから出ているので、外に悪臭はないのだ。ちなみに建物外部での輸送時は(持ち込みの蓄糞や破碎後の剪定枝など)完全密閉容器を使用しているので、この地での屋外作業で臭気と粉塵の漏れはない。結果、本格稼働後の9ヶ月間に本施設が発生させた苦情は現在確認されていないとのことだ。

堆肥化され、製品棟で熟成され、梱包された堆肥は製品となって出荷を待つばかり。堆肥としての有効成分等は現在、詳細を第三者機関で分析中だが、良質な完熟堆肥となって販売が軌道に乗り、農地に戻り(家庭の園芸用でも)完全な資源循環を達成してもらいたい。でなければこの施設自体が無駄になってしまうのだから。

このような堆肥が低価格で広まれば、昨今、声高に叫ばれる単純な堆肥化による食料の質や安全性が下がることは避けられるはずである。



良質な堆肥となって梱包される。この売り上げが大切

文責 環境経済NPOパシフィックエコサービス代表 青木正美

荏原製作所の焼却炉安全解体監視要求など行政へ要求

荏原ダイオキシン問題市民対策会議は、10月1日、藤沢市長宛と市議会議長宛てに安全解体監視などを求めて、要望書を提出した。荏原製作所は解体を8月から始めている。7月の付着物調査結果が3ナノグラム-TEQ/g以上あったので、再度調査が行われ、更に高濃度なダイオキシンが測定された。回答が市から10月11日に手渡され、市環境保全課と話し合いをおこなった。

(青柳節子)



藤沢市長

山本捷雄様

2007年10月1日

荏原焼却炉解体に関する要望書

荏原ダイオキシン問題市民対策会議

代表 川崎健 小林麻須男 諏訪謙司 戸田操

宮地俊作 山本範子 青柳節子

日頃は、市民の生活と環境保全にご尽力いただきありがとうございます。

さて、2000年に、引地川への基準の8100倍のダイオキシン流出事件を起こした、荏原製作所の焼却炉が8月から来年5月にかけて、解体が行われています。それに合わせ、焼却炉内部のダイオキシン類を調査し、スクラパ排水にダイオキシン類が含まれて排水された原因を調査することになったと聞いております。私達は、その結果に多大な関心を抱いております。真相究明調査結果および解体作業報告を行う住民説明会を解体後に開いてほしいと思います。

また、法に則り、周辺への有害物漏れなどがなく、安全に解体が行われるよう、監視を強めてほしいです。

安全に解体するには、住民への情報開示が不可欠との意見が先の荏原製作所が行った住民説明会でも多数でした。それにも関わらず、荏原製作所は掲示板に少量の情報を流すのみで、ホームページにはダイオキシン調査結果など重要な情報を開示していません。市役所に開示された情報を見ますと、事前調査で異常に高い値が出ていて、安全に解体できるのか、大変危惧しております。

2000年に起こした環境汚染の責任者として、住民への情報開示と安全解体をしっかりと行うよう指導をお願いします。

要望事項

1. 荏原焼却炉の事前ダイオキシン調査結果が異常に高い値を示しているので、安全解体の指導強化と周囲に汚染漏れが起ころぬよう、厳重に監視してください。
2. 荏原製作所がリアルタイムで煤塵・粉塵情報を流し、またその他のダイオキシン情報などをホームページに速やかに掲載するよう、指導してください。
3. 解体後に、事件の真相究明と解体状況報告を行う住民説明会を開いてください。

以上

2007年（平成19年10月11日）

荏原ダイオキシン問題市民対策会議

代表 川崎健様 小林麻須男様 諏訪謙司様 戸田摂様
宮治俊作様 山本範子様 青柳節子様

藤沢市長 山本 捷雄
（公印省略）

荏原焼却炉解体に関する要望書（2007年10月1日付け）について（回答）

日頃、本市の環境保全にご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、貴対策会議よりご要望のありました事項につきましては、次のとおり回答いたします。

要望事項1について

神奈川県は、流動床焼却炉の解体について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づき、解体が安全に行われるよう工法や環境調査について指導しているところですが、本市も、県市合同の立ち入りを行うなど、安全に解体が実施されるよう協同して監視してまいります。

要望事項2について

粉じん測定については、すでに県が工事区域周辺で実施するよう指導しており、荏原製作所は敷地境におけるリアルタイム表示を含め実施するものと聞いております。

情報公開につきましては、周辺住民の不安が無いよう荏原製作所に要望してまいりましたが、ホームページによる情報公開につきましては、改めてお伝えいたします。

要望事項3について

藤沢市は、県市に提出された流動床焼却炉廃止届出書、原因調査計画書、解体工事計画書などの提出物について市政情報コーナーにおいて、公開してまいりました。今後も、完了報告書を含め公開してまいります。

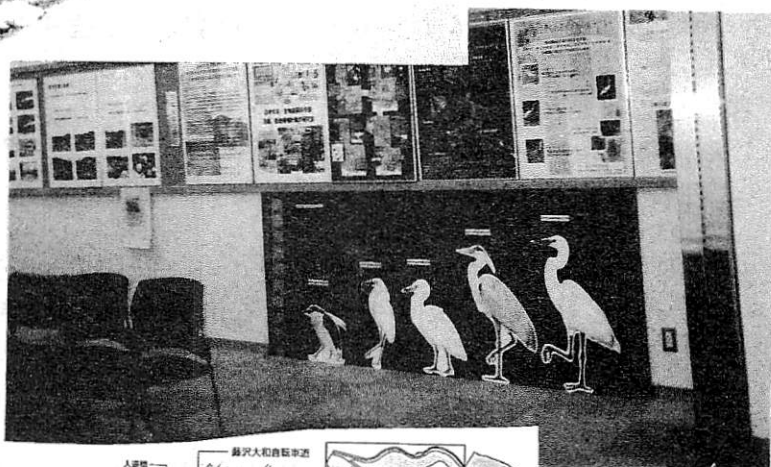
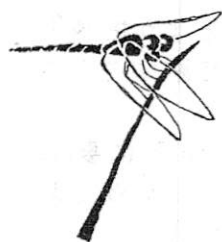
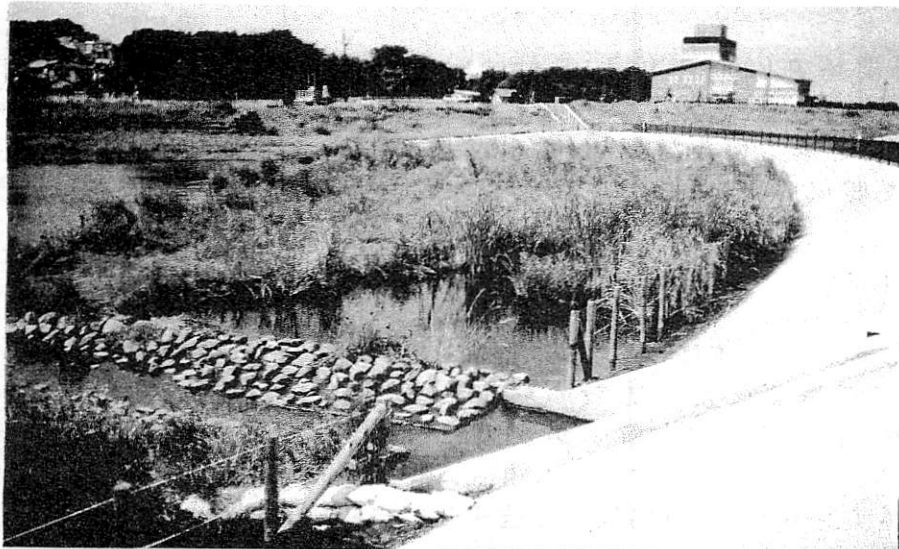
工事完了後の住民説明会の開催につきましては、早々、荏原製作所にご要望のありましたことをお伝えすると共に、今後、神奈川県と協議していきたいと考えております。

事務担当 藤沢市環境部環境保全課
tel 0466-50-3519
fax 0466-50-8418
e-mail khozen@city.fujisawa.kanagawa.jp

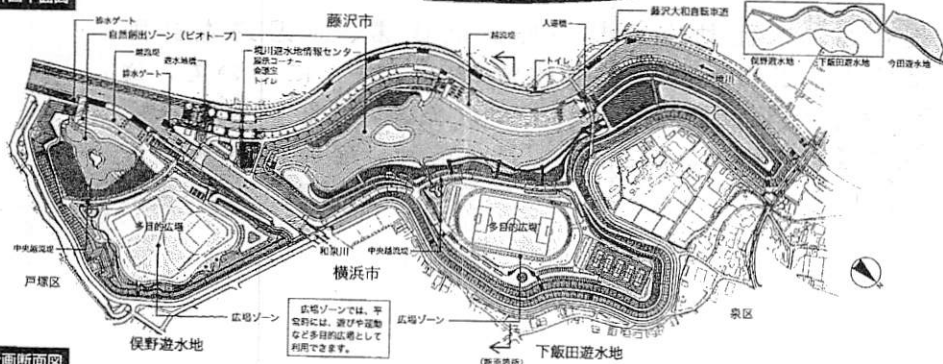
県立境川遊水池公園ウォッチング

10月の晴れた日、湘南台から歩いて15分程の境川沿いにある公園を散策しながら遊水池と今年8月にオープンした情報センターを見学しました。建物内は展示物、学習の場があり、とモニターによる説明があり椅子にかけて観ることができます。

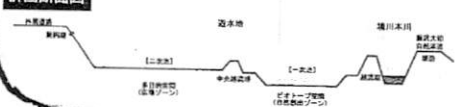
多目的な広場ではこどもたちのグループが野球の試合をしており、境川はきれいに澄んでいてサギなどの鳥が飛び交いとてもスローな時を過ごすことができました。ビオトープは水辺までは入れませんでしたが、いろいろな種類のサギがいて、杭にはカワウが停まって動かない、昼食のおにぎりを食べながらひとときを過ごしました。



計画平面図



計画断面図



境川遊水池では、上流側を県立公園として有効利用するため、池の中に中央緑地帯を設定し、「ビオトープなどの自然観察ゾーン（一次地）」と「多目的利用ができる広場ゾーン（二次地）」にエリアを分割しています。

～ごみ有料化裁判進行中～

10月17日裁判

<一気にごみ有料化裁判の核心に迫る>

裁判官

「どうして、市のごみ処理費（収集、運搬、焼却、処分費）まで、市民から手数料を徴収できるのか？」

と、藤沢市に釈明求める

10月17日（水）午前11時30分より 第4回裁判が、横浜地方裁判所で行われました。今回の裁判は、前回の裁判で、裁判長より、「藤沢市のごみ有料袋は高すぎるのではないか」との指摘があり、市の方から、それに答える準備書面が出されていました。

市の準備書面は、有料袋の料金は、近隣大和市の金額、アンケートの結果などを参考にしながら、ごみ処理費の一部を市民に負担して頂くための金額設定で有るとの内容であった。

この市の準備書面に対し、原告は2通の準備書面、4件の証書を提出し、さらに渡辺、小林両氏が口頭陳述し、藤沢市の有料化の不当性を訴えました。

同時に、裁判官からも、藤沢市の弁護士に対し、標記のような「どうして、市のごみ処理費（収集、運搬、焼却、処分費）まで、市民から手数料を徴収出来るのか」との釈明が求められました。しかし、市の弁護士は、裁判官の質問答えられず、次回裁判までに回答、との対応になったものである。

今回の裁判官の質問は、地方自治法227条の手数料条項を使って、市の義務とされている「ごみ処理費」を全市民に課する事が出来るのか、ごみ有料化裁判の核心をつく質問でした。

裁判長の、もう一つの注目すべき発言。

今回の裁判で、裁判長から原告に対し注目すべき発言がありました。

それは、原告の次の2つの裁判請求

①、原告のごみ有料袋使用義務取り消し請求

②、ごみ有料条例の無効請求

の内、②項は条例そのものの無効を求めており、条例全体が無効かどうかとテーマが大きいので、②項を取り下げ、①項だけに絞らないかというものです。

原告としては、原告3人だけがごみ有料袋の使用義務を取り消して貰っても、他の市民にその判決が適用されないと困るので、②項も合わせて請求したものであるが、裁判長から、繰り返し次回裁判まで検討してほしいとの要請があり、ここの点は専門家とも相談する必要があるので、検討して返事しますと回答。

（藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会）



C-X 辻堂駅周辺まちづくり市民報告会

現状報告 経過報告 進出企業の状況説明 現地見学

11月4日(日) 14:00~16:00 明治市民センター 80名

主催 藤沢市辻堂駅前都市再生担当 25-1111 (内線4251)

ごみ有料化裁判(第5回)

有料化の違法を訴える裁判は核心に入っていきます。

多くの方の傍聴をお願いします

とき 11月26日(月) 11時30分から 場所 横浜地方裁判所

問合せ/藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会 ☎44-2652



「不都合な真実」上映会

アカデミー賞・ノーベル平和賞受賞した話題の映画

12月9日(日) 14:00~藤沢産業センター6Fにて

主催 藤沢市地球温暖化対策地域協議会

パブリックコメント募集 「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の素案」

に関してのご意見を募集しています 市役所受付案内 市政情報コーナー 各市民センター
環境事業所等でご覧下さい 11月20日(火)まで必着

市内在住在勤等のかた 任意の用紙でメール・fax・郵送などで
藤沢市環境管理課まで 25-1111(3312) fax 50-8417

これからの食のゆくえは? 食の未来を決めるのはあなた!

11月11日(日) 13:30~15:30 かながわ女性センター第1会議室にて

講師 安田節子さん(日本有機農業研究会理事)

主催 すずめの会 渡辺 ☎23-0362

藤沢エコネット学習会

「荏原事件以後・ダイオキシンの環境への影響」

講師 神奈川県担当者

11月17日(土) 10:00~12:00

学習文化センター2階 会議室 資料代300円

会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

次回事務局会議

11月13日(火) 17:30~ 学習文化センター



《編集後記》食品や建物の偽装が後をたたない。お菓子の赤福をはじめ毎日頭を下げているのを見るのはうんざりである。利益を上げるためなら何をしても・・・という姿勢と野放しな検査体制に消費者は怒らずにはいられない。たべものが美味しく安全になるのはいつのことか?この秋、食に関してや温暖化防止など環境問題の講座や学習会がたくさんあるので足を向けて学んでみようではありませんか。

(H)